

令和 5 年 5 月 10 日

中種子中学校保護者 様

中種子町立中種子中学校
校 長 上 村 勉

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（御連絡）

立夏の候、保護者の皆様におかれましては、平素より本校教育に対しまして多大な御支援・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご存じのように新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日付で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の 5 類感染症に移行されました。

このことを受け、文部科学省において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂がなされたことに伴い、令和 5 年 5 月 8 日以降の本校の対応は以下のとおりとします。

記

1 学校におけるマスク着用の取扱い

学校教育活動においては、生徒及び保護者に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。

2 体調管理及び出欠について

生徒が発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合は、無理に登校させず、自宅での休養をお願いします。その場合は、「出席停止」ではなく「欠席」になります。なお、本人の体温を学校へ報告することは求めません。

3 出席停止の取扱い

病院受診により生徒本人の感染が判明した場合は「出席停止」とし、出席停止の期間は「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」とします。なお、濃厚接触者としての特定は行わないので、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、登校の制限はありません。

4 基本的な感染症の対策について

5 類へ移行したとしても、感染力が弱くなったわけではありませんので、引き続き「生徒の健康状態の把握」や「適切な換気の確保」、「手洗い等の手指衛生や咳エチケット」をお願いします。

5 感染流行時における感染症対策について

地域や学校において新型コロナウイルス感染症の感染が流行している場合には、マスクを着用を呼びかけます。また、活動場面や施設の状況等により、人と人との身体的距離の確保を行うなどの対応を行います。なお、基礎疾患等の様々な理由により、感染の不安や心配がある場合の対応については、学校へ連絡・相談をお願いします。

6 その他

同居する家族等に感染が判明した場合において、生徒に症状がない（感染症の感染が確認されていない）場合には、出席停止の措置は行いません。その際における欠席は「事故欠」となります。登校する際は病院受診をお勧めします。

中種子中学校 教頭 宮内 TEL : 0997-27-1281
